

## 1. 補助金交付申請（業者と契約等を締結する前に申請）

### 必要書類

- ① 補助金交付申請書（第1号の1様式）
- ② 事業計画書（第1号の2様式, 第1号の3様式）

#### A 住宅を除却する場合

- A-① 現住宅及び移転先の位置図・案内図
- A-② 現住宅の敷地平面図
- A-③ がけ断面図又は要綱第2条第1号（災害危険区域、土砂災害特別警戒区域）に該当する区域図等
- A-④ 現住宅及び移転先の土地又は住居の写真
- A-⑤ 除却費用の見積書の写し
- A-⑥ 現住宅の建築年を証明するもので次のいずれかの書類の写し
  - ・ 建築確認通知書
  - ・ 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）
  - ・ 登記事項証明書
  - ・ 確認申請等台帳又は確認申請等受付台帳
  - ・ その他市長が必要と認めるもの
- A-⑦ 現住宅の公図写し
- A-⑧ 住民票（居住者全員分）の写し
- A-⑨ 移転前及び建替え後の家族構成報告書
- A-⑩ 移転先の住居が昭和56年5月31日以前に建築若しくは建築中であつたものにあつては、耐震診断結果又は補強後の耐震性の評価の写し



#### B 転居先となる住宅の建設・購入等の場合

- B-① 建設工事に係る住宅の配置図及び各階平面図
- B-② 改修する場合は、改修前の住宅の写真及び改修計画図
- B-③ 購入する場合は、購入予定の住宅の写真
- B-④ 事業に要する費用の見積書の写し



#### C 引越しの場合

- C-① 引越し費用の見積書の写し
- C-② 賃貸住宅に移転する場合、賃貸住宅の賃貸借に要した経費（以下記載のもの）の確認ができる書類の写し
  - ・ 家賃賃料（申請者が使用する賃貸住宅の引越し後の最初の1か月分の家賃料金）
  - ・ 敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む）
  - ・ 共益費
  - ・ 仲介手数料



※その他、追加の書類の添付をお願いする場合があります。  
 ※認印を持参してください  
 ※郵送不可  
 ※代理の方が提出される場合は委任状を添付してください

【補助金交付決定通知を交付】 交付されてから解体業者と契約し着手すること。

## 2. 変更承認申請 ・ 中止届（該当しなければ手続き不要）

### 補助金変更承認申請書 必要書類

※補助事業の内容を変更する場合には、あらかじめ市長の承認が必要です。変更がある場合には担当までお問い合わせください

- ① 変更承認申請書（第3号様式）
- ② 変更事業計画書（第1号の2様式, 第1号の3様式）
- ③ 変更したことが分かる書類

### 中止届 必要書類

- ① 廃止（中止）届（第5号様式）

裏面へ

**3. 実績報告 ・ 請求** (完了から30日以内または3月末日のいずれか早い日までに提出)

**実績報告 必要書類**

- ①実績報告書 (第6号様式)
- ②事業実績書 (第1号の2様式,第1号の3様式)

**A 住宅を除却する場合**

- A-① 住民票 (世帯全員分、前住所地・続柄が記載されたもの) の写し
- A-② 工事契約書又は領収書の写し
- A-③ 除却工事の完了写真
- A-④ 建築基準法第15条第1項の規定による建築物除却届の写し (10m以上の建築物が届出対象)
- A-⑤ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号) 第10条第1項の規定による届出の写し (80m以上の建築物が届出対象)



A-④、A-⑤の書類は業者等から役所へ届け出る書類です。届け出た書類のコピーを解体業者からもらってください。

**B 転居先となる住宅の建設・購入等の場合**

- B-① 建設工事に係る住宅の配置図及び各階平面図 (交付申請時から変更がある場合のみ添付。)
- B-② 建設工事の完了写真
- B-③ 確認済証の写し (確認済証の写し建設工事に係る住宅に係る建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し) (建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の対象の場合のみ添付。)
- B-④ 検査済証の写し (建設工事に係る住宅に係る建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し) (建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の対象の場合のみ添付。)
- B-⑤ 移転先の住居を耐震補強した場合は、補強後の耐震性の評価の写し
- B-⑥ 工事契約書又は領収書の写し



**C 引越しの場合**

- C-① 引越し費用の領収書の写し
- C-② 賃貸住宅に移転した場合、賃貸住宅の賃貸借に要した経費 (以下記載のもの) の領収証等、支払額の確認ができる書類の写し
  - ・ 家賃賃料 (申請者が使用する賃貸住宅の引越し後の最初の1か月分の家賃料金)
  - ・ 敷金、礼金 (保証金等これに類する費用を含む)
  - ・ 共益費
  - ・ 仲介手数料



※その他、追加の書類の添付をお願いする場合があります。

**請求 必要書類**

(お支払いの手続きは実績報告の書類審査完了後【補助金確定通知書の交付後】ですが、日付未記入の請求書をお預かりします)

- ①請求書 (第8号様式)
- ②通帳の写し (又は窓口で通帳の原本確認)



**【補助金交付確定通知を交付】**

交付日以降に支払手続きを始めます (支払いまで1か月程度お時間をいただきます)。

申請に関するお問い合わせ

藤枝市 建築住宅課 建築指導係  
TEL : 054-643-3481  
FAX : 054-643-3280

事業に関するホームページはこちら →

